

## 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会に関する意見

行個法との大綱との関係において、議論すべき論点を抽出してみました。

行個法	大綱	問題意識
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、<u>行政機関において個人情報</u>の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>	<p>○<u>本人の利益のみならず社会全体の利益の増進のためにパーソナルデータ</u>の利活用を益々促進することが望まれる一方、プライバシー保護の観点からは、これまでと同様、適切な取扱いが求められている（第3 I 目的・基本理念）</p>	<p>①個人特定性低減データについては、利活用の主体は行政機関内にとどまらないことを踏まえて、行個法1条の目的についても変更を加える必要があるのではないか。</p> <p>②個人特定性低減データについては、利活用の範囲は行政の所掌事務の遂行目的にとどまらないことを踏まえて、行個法1条の目的についても変更を加える必要があるのではないか。</p>
<p>(定義)</p> <p>第二条</p> <p>2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p>	<p>○個人データの第三者提供や目的外利用に関して、本人の同意に基づく場合に加え、<u>新たに「個人データ」を特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したものについて、特定の個人が識別される可能性とその取扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれに留意し、特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定め</u></p>	<p>①個人特定性低減データであっても、「特定の個人が識別される可能性」があることから、<u>加工後においても、依然として行個法上の「個人情報」に該当しているとの整理が適切ではないか。</u></p> <p>②①の通りだとすれば、<u>個人特定性低減データに加工する行為そのもの、及び加工されたデータの利活用は、「個人情報」の利用目的の変更（行個3条3項）に相当するのではないか。</u></p> <p>③<u>パーソナルデータの利活用目的での利用目的の変更の妥当性については、ガイドラインにおいて明示する必要があるのではないか（行個3条との関係で詳説）。</u></p>

<sup>1</sup> 本意見は所属する団体の見解を代表するものではありません。

	<p><u>ることによって、本人の同意を得ずに行うことを可能とする</u>など、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講じることとする。(II パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等</p> <p>1 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い)</p>	
<p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、<u>法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合</u>に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、<u>変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲</u>を超えて行ってはならない。</p>	<p>○パーソナルデータの持つ多角的な価値を、適時かつ柔軟に活用できる環境を整備するため、本人の意に反する目的でデータが利用されることのないよう配慮しつつ、利用目的の変更時の手続を見直すこととする。(第3 III 1 (3)②)</p>	<p>①個人特定性低減データの利活用のための目的変更について「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」の<u>新たな基準</u>については、ガイドラインで明示される必要があるのではないか。</p> <p>②関連性の基準を充足していることについて、総務大臣若しくは第三者機関の認定等は必要ないか。</p> <p>③利用目的の変更手続については、「<u>変更前の利用目的との相当の関連性</u>」の基準を満たすだけでは足りず、<u>加工方法の適切性、再識別化の禁止等も含めた利活用の全体を検討する必要がある</u>、これをガイドラインによって包括的に明示する必要があるのではないか。</p> <p>④変更後の利用目的としては、<u>公共の福祉の増進の目的等、利活用の目的の妥当性が問われる</u>のではないか。</p>
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することがで</p>	<p>○この個人データの第三者提供や目的外利用に関して…<u>特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したものについて、特定の個人が識別される可能性とその取</u></p>	<p>①個人特定性低減データの第三者提供について、個人の権利利益の侵害のおそれを可能な限り低減するための一定の要件を定め、当該要件を充足したときには、<u>行個8条2項4号の規定の範疇</u>（その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき）に該当すると考えることが適切ではないか。</p>

<p>きる。ただし、<u>保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合（中略）相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合（中略）相当な理由のあるとき。</p> <p>四 <u>前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</u></p> <p>3 略</p>	<p><u>扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれに留意し、特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定めること</u>によって、本人の同意を得ずに行うことを可能とするなど、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講じることとする。（第3 II 1）</p> <p>○個人が特定される可能性を低減したデータへの<u>加工方法</u>については、<u>データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができることとする。</u></p> <p>○当該加工方法等について、民間団体が<u>自主規制ルール</u>を策定し、<u>第三者機関は当該ルール又は民間団体の認定等を行うことができることとする。</u></p>	<p>②①の要件については、<u>何等かのガイドライン</u>に規定する必要があるのではないか。</p> <p>③行政機関等の保有するパーソナルデータには機微情報が多く、取得にあたって本人の任意性が低いこと等のデータの特長、並びに行政運営の公正性の担保の必要性を考慮すれば、一般に行政機関等による<u>加工方法等のルール</u>については、独立した客観的な機関による認定を要するのではないか。なお、<u>特に利活用が期待される特定分野のパーソナルデータについては、加工方法等のルールについて、同じ特性を有する民間機関をまじえてマルチステークホルダー方式で整合性のあるルールを検討することも必要ではないか。</u></p>
<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載</p>		<p>③行政機関等の保有するパーソナルデータには機微情報が多く、取得にあたって本人の任意性が低いこと等のデータの特長、並びに行政運営の<u>透明性の確保</u>の必要性を考慮すれば、特定個人の識別可能性低減データの作成にあたっては、<u>何等かの帳簿を作成し、公表</u>することが求められるのではないか。</p>

した帳簿（第三項において「 <u>個人情報ファイル簿</u> 」という。）を作成し、公表しなければならない。		
--	--	--

(以上)